



子ども医療費助成制度Q&A



Q どのように助成されるのですか？

A 医療機関等の窓口で被保険者証と一緒に子ども医療費受給資格者証を提示することで「現物給付」により助成されます。

Q 「現物給付」とはどのようなものですか？

A 医療機関等の窓口で保険診療分の自己負担額（未就学児：医療費の2割、小学生以上：医療費の3割）について無償で現物（医療行為）を受けられることです。代わりに町が医療機関等に支払います。

Q どここの病院でも助成を受けられますか？

A 原則として、保険診療を受けられる医療機関等であれば、どこでも助成を受けることができます。ただし、「現物給付」を受けることができるのは「宮崎県内」の医療機関等のみです。

Q 県外の医療機関等で受診しましたが助成を受けられますか？

A 「償還払い」により助成されます。いったん保険診療分を自己負担していただき、必要書類（領収書、振込先のわかるもの等）を添えて福祉課子ども支援係に申請してください。申請を受け付けた翌月末に助成金を指定の口座に振り込みます。

Q 子ども医療費受給資格者証を提示できず自己負担しましたが助成を受けられますか？

A 同月中に医療機関等に資格者証を提示すれば自己負担額を返金してもらえます場合があります。医療機関等での返金対応ができないときには、「償還払い」により助成されます。必要書類（領収書、振込先がわかるもの等）を添えて福祉課子ども支援係へ申請してください。

Q 医師の診断により治療用装具・小児弱視用治療眼鏡を作成しましたが助成を受けられますか？

A 「償還払い」により助成されます。いったん全額自己負担していただき、加入している健康保険組合等に療養費（作成費用の7割又は8割分）の支給を申請してください。療養費の支給決定後に必要書類（医師の指示書、領収書、医療保険者からの療養費支給決定通知、振込先のわかるもの等）を添えて、福祉課子ども支援係へ申請してください。
なお、治療用眼鏡等につきましては、健康保険で定める支給限度額（40,492円）があり、限度額を超える金額は自己負担となります。

Q 「償還払い」の申請期限はありますか？

A 病院を受診した翌月から1年以内に行ってください。期限を過ぎると助成対象外となります。

Q 入院等で医療費が高額になったら？

A 入院の場合も自己負担は無料となります（ベッド代や食事代等を除く）。ただし、高額療養費に該当する場合は、自己負担限度額を超えた分の医療費が加入している医療保険者から支払われます。子ども医療費の助成は、この自己負担限度額に対して行われますので、高額療養費に該当する場合は、高額療養費の支給額が確認できる書類（支給決定通知書等）をご提出ください。

Q 勤め先から医療費が返ってきたら？

A 保険者によっては、医療費が返ってくる場合があります。これを付加給付といいます。医療費助成は付加給付を受けた後の自己負担分に対して助成することとなりますので、医療費助成後に付加給付を受けた場合は、町に医療費を返納していただく必要があります。

